医政歯発 0904 第１号
令 和 ８ 年 ９ 月 ４ 日

各 (都道府県知事 / 保健所設置市長 / 特 別 区 長) 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
（公　印　省　略）

新規に開設する歯科技工所及び既存の歯科技工所への
歯科技工所番号の付与の方針について

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和８年厚生労働省令第 63 号。以下「改正省令」という。）については、「「歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知)」（令和８年５月 20 日付け医政発 0520 第 15 号厚生労働省医政局長通知。以下「公布通知」という。）をお示しし、施行に向けた対応をお願いしているところです。

公布通知に記載のある、新規に開設する歯科技工所及び既存の歯科技工所への歯科技工所番号の付与の方針については、下記の通りとしますので、貴職におかれましては、本通知の趣旨をご理解のうえ、ご対応いただくとともに、貴管内市町村を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

記

１．歯科技工所への歯科技工所番号の付与について

（１）　歯科技工所の開設の届出があった場合（既存の歯科技工所も含む。)、歯科技工所の所在地の都道府県知事等（その所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合にあっては、市長又は区長）は、下記により歯科技工所番号を付与し、当該歯科技工所の開設者に対して通知すること。

（歯科技工所番号）

都道府県番号	－	保健所符号	－	保健所ごとの歯科技工所通し番号
（２桁）		（２桁）		（５桁）

※　都道府県番号（２桁）：都道府県コード（JIS 規格）
保 健 所 符 号（２桁）：歯科技工所番号の付与時における所管保健所にかかる別添に示す保健所符号
保健所ごとの歯科技工所通し番号（５桁）
：各都道府県知事等が付与する歯科技工所の通し番号

（２）　今回付与する歯科技工所番号について、歯科技工所の開設の届出があった場合は、新たな歯科技工所番号を付与すること。なお、歯科技工所が廃止になった場合は、当該歯科技工所の歯科技工所番号を他の歯科技工所に付与しないよう留意すること。

（３）　今回歯科技工所番号を付与した後に、現在活動実態のある歯科技工所と活動実態のない歯科技工所、廃止届出がなされた歯科技工所の歯科技工所番号を管理しておくことが望ましい。

（４）　「歯科技工士法第 21 条第１項の規定に基づく開設届出のなされた歯科技工所の一覧のホームページ等への掲載について」（令和５年 12 月 11 日付け医政歯発 1211 第１号厚生労働省医政局歯科保健課長通知。以下、「課長通知」という。）に基づき、既存の歯科技工所に対し、各都道府県等の付与方法による歯科技工所番号（課長通知に記載のある歯科技工所の管理番号を含む。）を付与している場合、本通知で定めるところにより新たな歯科技工所番号を付与し、当該歯科技工所の開設者に通知するとともに、これまでの歯科技工所番号は廃止すること。

２．施行日について

改正省令の施行日は、令和８年 10 月１日であることから、本通知による対応は同日までに実施されたい。

別添

保健所符号

都道府県番号	都道府県名	保健所符号	保健所名
01	北海道	10	札幌市
		37	市立函館
		38	旭川市
		36	小樽市
		51	江別
		53	千歳
		54	岩見沢
		59	滝川
		61	深川
		63	富良野
		65	名寄
		67	岩内
		68	倶知安
		69	江差
		72	渡島
		73	八雲
		75	室蘭
		76	苫小牧
		77	浦河
		78	静内
		79	帯広
		84	釧路
		86	根室
		87	中標津
		88	網走
		90	北見
		92	紋別
		93	稚内
		95	留萌
		96	上川
02	青森県	31	青森市
		32	八戸市
		52	中南
		64	三戸
		55	西北
		59	下北
		62	上北
		63	東津軽

都道府県番号	都道府県名	保健所符号	保健所名
03	岩手県	31	盛岡市
		51	県央
		66	中部
		55	奥州
		57	一関
		59	大船渡
		61	釜石
		62	宮古
		64	久慈
		65	二戸
04	宮城県	06	仙台市
		51	石巻
		52	塩釜
		53	大崎
		54	気仙沼
		56	仙南
05	秋田県	31	秋田市
		52	大館
		53	北秋田
		54	能代
		57	秋田中央
		58	由利本荘
		61	大仙
		62	横手
		63	湯沢
06	山形県	31	山形市
		53	村山
		54	最上
		61	置賜
		62	庄内
07	福島県	33	福島市
		31	郡山市
		32	いわき市
		71	県北
		72	県中
		73	県南
		74	会津
		70	南会津
		75	相双

都道府県番号	都道府県名	保健所符号	保健所名
08	茨城県	31	水戸市
		71	中央
		70	ひたちなか
		55	日立
		57	潮来
		58	竜ケ崎
		59	土浦
		69	つくば
		62	筑西
		65	古河
09	栃木県	31	宇都宮市
		62	県西
		63	県東
		64	県南
		65	県北
		66	安足
10	群馬県	31	前橋市
		32	高崎市
		54	伊勢崎
		56	渋川
		57	藤岡
		58	富岡
		60	吾妻
		61	利根沼田
		62	館林
		66	安中
		64	桐生
		65	太田
11	埼玉県	01	さいたま市
		32	川越市
		34	川口市
		33	越谷市
		77	南部
		55	朝霞
		56	鴻巣
		61	東松山
		62	秩父
		63	本庄
		64	熊谷

都道府県番号	都道府県名	保健所符号	保健所名
11	埼玉県	68	加須
		69	春日部
		71	幸手
		74	坂戸
		75	草加
		76	狭山
12	千葉県	01	千葉市
		32	船橋市
		33	柏市
		52	市川
		53	松戸
		54	野田
		55	印旛
		60	長生
		61	夷隅
		62	市原
		63	君津
		69	習志野
		70	香取
		71	海匝
		72	山武
		73	安房
13	東京都	64	千代田
		69	中央区
		60	みなと
		62	新宿区
		66	文京
		54	台東
		67	墨田区
		68	江東区
		63	品川区
		55	目黒区
		56	大田区
		27	世田谷
		31	渋谷区
		61	中野区
		57	杉並
		37	豊島区
		58	北区

都道府県番号	都道府県名	保健所符号	保健所名
13	東京都	42	荒川区
		59	板橋区
		65	練馬区
		48	足立
		50	葛飾区
		52	江戸川
		73	八王子市
		75	町田市
		71	多摩府中
		72	西多摩
		85	島しょ
		91	南多摩
		92	多摩立川
		97	多摩小平
14	神奈川県	29	横浜市
		03	川崎市
		02	相模原市
		41	横須賀市
		43	藤沢市
		44	茅ヶ崎市
		51	平塚
		52	鎌倉
		54	小田原
		57	厚木
15	新潟県	01	新潟市
		51	新発田
		52	新津
		54	三条
		57	長岡
		59	魚沼
		60	南魚沼
		61	十日町
		62	柏崎
		66	糸魚川
		67	村上
		68	佐渡
		69	上越
16	富山県	31	富山市
		53	高岡

都道府県番号	都道府県名	保健所符号	保健所名
16	富山県	61	新川
		62	中部
		63	砺波
17	石川県	34	金沢市
		62	南加賀
		63	石川中央
		64	能登中部
		65	能登北部
18	福井県	31	福井市
		51	福井
		52	坂井
		57	二州
		58	若狭
		59	奥越
		60	丹南
19	山梨県	31	甲府市
		59	中北
		60	峡東
		54	峡南
		61	富士･東部
20	長野県	31	長野市
		32	松本市
		51	佐久
		53	上田
		54	諏訪
		56	伊那
		57	飯田
		58	木曽
		59	松本
		61	大町
		66	長野
		68	北信
21	岐阜県	34	岐阜市
		56	関
		59	東濃
		60	恵那
		63	岐阜
		64	西濃
		65	可茂

都道府県番号	都道府県名	保健所符号	保健所名
21	岐阜県	66	飛騨
22	静岡県	01	静岡市
		02	浜松市
		51	賀茂
		53	熱海
		57	御殿場
		58	富士
		71	東部
		72	中部
		76	西部
23	愛知県	17	名古屋市
		32	豊橋市
		33	岡崎市
		34	一宮市
		31	豊田市
		54	瀬戸
		55	半田
		56	春日井
		57	豊川
		58	津島
		62	西尾
		64	江南
		67	新城
		68	知多
		69	清須
		74	衣浦東部
24	三重県	31	四日市市
		51	桑名
		53	鈴鹿
		54	津
		56	松阪
		57	伊勢
		58	伊賀
		60	尾鷲
		61	熊野
25	滋賀県	31	大津市
		53	草津
		54	甲賀
		55	東近江

都道府県番号	都道府県名	保健所符号	保健所名
25	滋賀県	57	彦根
		58	長浜
		60	高島
26	京都府	26	京都市
		51	乙訓
		63	山城北
		54	山城南
		64	南丹
		59	中丹西
		65	中丹東
		66	丹後
27	大阪府	29	大阪市
		01	堺市
		46	豊中市
		45	高槻市
		47	枚方市
		48	八尾市
		44	東大阪市
		49	寝屋川市
		31	吹田市
		51	池田
		54	茨木
		58	守口
		59	四條畷
		63	藤井寺
		65	富田林
		66	和泉
		68	岸和田
		70	泉佐野
28	兵庫県	12	神戸市
		38	姫路市
		37	尼崎市
		40	あかし
		39	西宮市
		52	芦屋
		53	伊丹
		54	宝塚
		58	加古川
		63	加東

都道府県番号	都道府県名	保健所符号	保健所名
28	兵庫県	64	龍野
		65	赤穂
		66	福崎
		69	豊岡
		71	朝来
		72	丹波
		74	洲本
29	奈良県	31	奈良市
		52	郡山
		57	中和
		56	吉野
30	和歌山県	33	和歌山市
		51	海南
		52	岩出
		53	橋本
		54	湯浅
		55	御坊
		56	田辺
		58	新宮
31	鳥取県	31	鳥取市
		53	倉吉
		54	米子
32	島根県	63	松江市・島根県共同設置松江（県）
		31	松江市・島根県共同設置松江（市）
		53	雲南
		54	出雲
		57	浜田
		58	益田
		61	県央
		62	隠岐
33	岡山県	01	岡山市
		34	倉敷市
		54	備中
		58	備北
		61	真庭
		62	美作
		70	備前
34	広島県	09	広島市
		37	呉市

都道府県番号	都道府県名	保健所符号	保健所名
34	広島県	36	福山市
		73	西部
		75	西部東
		60	東部
		77	北部
35	山口県	31	下関市
		52	岩国環境
		54	柳井環境
		55	周南環境
		65	防府
		57	山口環境
		58	宇部環境
		63	長門環境
		64	萩環境
36	徳島県	51	徳島
		54	阿南
		55	美波
		57	吉野川
		58	美馬
		59	三好
37	香川県	31	高松市
		52	小豆
		57	西讃
		59	東讃
		60	中讃
38	愛媛県	31	松山市
		51	四国中央
		55	今治
		56	中予
		63	宇和島
		64	西条
		65	八幡浜
39	高知県	31	高知市
		54	幡多
		61	須崎
		62	中央東
		63	中央西
		64	安芸
40	福岡県	15	北九州市

都道府県番号	都道府県名	保健所符号	保健所名
40	福岡県	16	福岡市
		42	久留米市
		57	宗像・遠賀
		58	粕屋
		59	筑紫
		60	糸島
		65	田川
		68	北筑後
		74	南筑後
		75	京築
		77	嘉穂・鞍手
41	佐賀県	59	佐賀中部
		53	鳥栖
		55	唐津
		56	伊万里
		60	杵藤
42	長崎県	34	長崎市
		33	佐世保市
		64	西彼
		65	県央
		66	県南
		67	県北
		68	五島
		69	上五島
		61	壱岐
		70	対馬
43	熊本県	01	熊本市
		54	山鹿
		55	菊池
		56	阿蘇
		57	御船
		60	八代
		61	水俣
		62	人吉
		65	有明
		66	宇城
		67	天草
44	大分県	31	大分市
		67	東部

都道府県番号	都道府県名	保健所符号	保健所名
44	大分県	56	中部
		57	南部
		58	豊肥
		65	西部
		62	北部
45	宮崎県	31	宮崎市
		52	都城
		53	延岡
		54	日南
		55	小林
		56	高鍋
		57	高千穂
		59	日向
		61	中央
46	鹿児島県	33	鹿児島市
		51	指宿
		52	加世田
		53	伊集院
		56	出水
		57	大口
		60	志布志
		61	鹿屋
		62	西之表
		63	屋久島
		64	名瀬
		65	徳之島
		66	川薩
		67	姶良
47	沖縄県	31	那覇市
		51	北部
		55	南部
		56	宮古
		57	八重山
		58	中部